

富士と琵琶湖を結ぶ会 会則

令和8年5月29日改正

(名称)

第1条 本会は、「富士と琵琶湖を結ぶ会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、近江八幡市と静岡県富士宮市との夫婦都市交流の理念に基づき、市民主体による親善交流を推進し、両市の友好関係の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 夫婦都市富士宮市への親善訪問に関すること。
- (2) 富士宮市民との親善交流会の開催に関すること。
- (3) その他、富士宮市との夫婦都市交流に関すること。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

2 入会は、所定の方法により申し込み、運営委員会の承認を得るものとする。

3 会員は、本人の申し出により退会することができる。

4 本会の名誉を著しく損なう行為があった場合は、運営委員会の議決により退会させることができる。

5 第3条第1号に規定する夫婦都市親善訪問事業のうち「富士登山」への参加は、会員に限るものとする。

6 前項の「富士登山」参加を目的として入会した者は、当該事業終了をもって退会したものとみなす。

7 第3条第1号に規定する夫婦都市親善訪問事業については、運営委員会が認める場合に限り、会員以外の者を事業参加者として参加させることができる。

8 前項の事業参加者に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(運営委員)

第5条 本会に運営委員を置く。

2 運営委員は、会員の中から運営委員会において選任し、その定数は、10名以内とする。

3 運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会において補充することができる。

4 運営委員がその職務にふさわしくない行為を行った場合は、運営委員会の議決により解任することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、運営委員の中から互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、会計および業務執行の状況を監査し、毎会計年度終了後、会計監査を行い、その結果を運営委員会に報告する。

(任期)

- 第 8 条 運営委員および役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第 9 条 本会の議決機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画および予算
 - (2) 事業報告および決算
 - (3) 会則の改正
 - (4) 会費その他の負担金の徴収
 - (5) 補助金の受入れ
 - (6) その他重要事項
- 5 運営委員会は、原則として年 2 回開催するほか、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 6 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。また、緊急を要する場合は、書面または電磁的方法により議決することができる。
- 8 運営委員が自己または第三者の利益に関係する事項について議決を行う場合は、当該委員は議決に加わることができない。
- 9 運営委員会の議事については議事録を作成し、議長および出席委員のうち 1 名が署名する。

(経費)

- 第 10 条 本会の経費は、補助金、事業参加者負担金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会は、原則として年会費を徴収しない。ただし、必要に応じて運営委員会の承認を得て徴収することができる。

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

- 第 12 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の所在地および運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(補則)

第 13 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会において定める。

附則

- 1 本会の設立初年度に限り、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、本会の趣旨に賛同する者を会して運営委員を選出することができる。
- 2 本会は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。